

令和 7 年度 事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

1. 奨学金の給付

定款第 3 条及び第 4 条に基づき、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の 2 府 4 県の大学及び大学院に在学するアジアからの留学生で、理工系の分野を専攻する学生に対し奨学金を給付する。

(1) 奨学金給付額

大学生 月額 50,000 円

大学院生 月額 50,000 円

(2) 対象者

新規採用者	4 月採用		10 月採用	
	大学生	2 名	0 名	
	大学院生	9 名	0～2 名	
継続者	大学生	2 名	4 名	
	大学院生	29 名	36 名	
		4 月～9 月	10 月～3 月	
合計	大学生	4 名	4 名	
	大学院生	38 名	34～36 名	

毎月約 40 名に奨学金を給付

(3) 指定大学（令和 7 年度募集）

大阪大学、大阪公立大学、関西大学、近畿大学、京都大学、神戸大学、立命館大学
各指定大学の奨学生推薦枠は、アジアからの理工系留学生の在籍人数に基づき決定することとし、理事長に一任する。

(4) その他

令和 7 年度の奨学生選考において、大学生と大学院生間で採用人数の変更、及び辞退者があった場合の補欠採用については、事業範囲、指定大学など公益法人認定に関わらない人数の変更については理事長に一任する。

2. 奨学生交流会の開催

奨学生同士や奨学生と役員等財団関係者との交流を図り、留學生活の助言を受ける場として、奨学生交流会を行う。

(1) 開催時期

令和 7 年 10 月（開催延期または中止となる場合あり。）

(2) 参加者

奨学生、理事、監事、評議員、奨学生選考委員、事務局員及び来賓他

以 上